



1. 基本方針と施策体系

「緑のまちづくり将来像」を実現するため、次の6つを基本方針とします。

基本方針	
1. 緑豊かな住環境を育む	本町の人口は、現在約3万4千人を維持していますが、今後、日本全体で人口が減少することが推計されており、本町も人口減少は避けられない状況となっています。このような中、人口減少の歯止めのためにも住み続けたい、美しい緑の住環境づくりを進めます。
2. 市街地の ため池・農地を守り活かす	市街地に残された「ため池」や「農地」は、景観、環境、防災、コミュニティ育成等、都市のゆとりを支える、本町の大切な環境財として機能しています。これらを積極的に守り活かし、住民とともに、水と緑の潤いのあるまちを育みます。
3. 事業地等の 適切な緑化を進める	本町は、町面積の約3分の1を臨海工業地帯が占めています。工業と住宅地が共存するまちとして、海岸線の緑地帯を、大気汚染等の環境圧*や津波等の自然災害から、まちを守る緑の帯として維持するとともに、開発に際しては、法令により適切な緑化を進めます。
4. 緑の骨格を強める	本町は、市街化調整区域の農地等のまちを包む「緑の帯」、喜瀬川と幹線道路等による「水・緑軸」、「大中遺跡公園を中心とした北部エリア」「浜田公園と望海公園を中心とした臨海のエリア」「新島の中央に位置する新島中央公園」の3つの「緑の拠点」、駅周辺の「都市核」によって、緑の骨格が形成されています。 それぞれの適切な維持管理により良質な緑を確保するとともに、回遊性を高めるなど、利活用の増進を図ります。
5. 公共の緑を高める	学校や庁舎等の公共施設において、芝生やピオトープ等緑地の設置、緑のカーテン等による壁面緑化、また施設外周の地域と連携した花壇づくり等を進め、緑の量と質を高めます。
6. 協働体制を高める	豊かな環境で満たされたまちを築くため、本町で暮らし、活動する様々な団体や人々がつながりを持ち、互いに力を寄せあう、協働の体制づくりを進めます。

*環境圧:生物がその生存をおびやかされるような、自然や社会の環境から受ける圧力

各基本方針に対する取り組み方針を下記の通りとします。

類型	基本方針	取り組み方針
1. 面的 緑化推進	(1) 緑豊かな住環境を育む	① 規制誘導制度による面的な緑化誘導 ② 助成制度による緑化推進 ③ 緑化および保全の啓発
	(2) 市街地のため池・農地を守り活かす	① ため池の保全と活用の推進 ② 農地の保全と活用の推進
	(3) 事業地等の適切な緑化を進める	① 規制誘導
2. 骨格 形成	(4) 緑の骨格を強める	① 水と緑の拠点づくり ② 水と緑の軸づくり ③ 緑の帯づくり ④ 水と緑のネットワーク化推進
	(5) 公共の緑を高める	① 質の向上 ② 緑化の推進
3. 体制	(6) 協働体制を高める	① 協働の体制づくり ② 担い手の育成

2. 実現への取り組み

(1) 緑豊かな住環境を育む

① 規制誘導制度による面的な緑化誘導

■ 地区計画制度を活用した緑化誘導

<継続・拡充施策>

現在、本町では2つの地区について、地区計画を定めています。これらの地区においては、最低敷地規模や建ぺい率、壁面後退についての基準に加え、接道部に関して、生垣もしくは透過性のある高さ 1.2m以下の柵とすることを定めています。これは、緑豊かなまちなみの形成と地震時の倒壊防止を目的に盛り込まれたもので、これにより、建築物の新增改築ほか、柵等の設置に際しても、届出を求めています。

今後も、緑豊かな住宅地の保全形成のため、緑化率条例制度の導入検討等、地区計画制度を活用したまちづくりを推進します。

■ 「環境の保全と創造に関する条例」に基づく

建築物の新增改築に際する緑化基準による誘導

<継続・拡充施策>

兵庫県では、「環境の保全と創造に関する条例」（平成 18 年 3 月改正、以下「県環境条例」と記す）により、市街化区域内で一定規模以上の建築物を新築等する際、建築物およびその敷地の緑化を義務づけています。

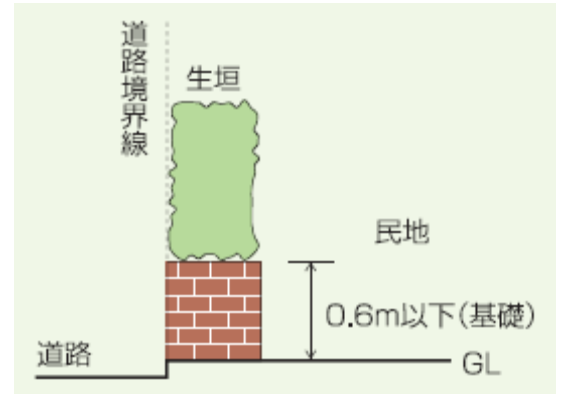
今後も、本条例に基づき、緑化を適切に誘導します。

■ 「播磨町開発指導要綱」に基づく緑化誘導

<継続・拡充施策>

本町の開発指導要綱により、開発事業区域の面積が 3,000 m²以上の場合、3%以上の公園緑地等の設置を求めています。また、計画住宅戸数が5戸以上の建築行為に対して、一区画の面積規模に基準を設け、建築基準法の建ぺい率とともに、空間の確保を図っています。

新たな開発にあたっては、今後もこれらの基準に基づき、特定行政庁の県とともに緑地の確保を図ります。



地区計画による生垣誘導



駐車場の緑化事例



開発により設置された公園

②助成制度による緑化推進

■生け垣づくり補助金交付制度の活用促進

<継続・拡充施策>

本町では、目にふれる緑を増やし安全で快適なまちづくりを進めるために、住民が道路に接した敷地に生け垣を設置する場合、既存塀の撤去費用等を含め、費用の一部を補助する「生け垣づくり補助金」を交付する制度を設けています。

今後も本制度によるまちなみ緑化を推進するとともに、積極的に広報を行い、制度の活用を促進します。また、駐車場緑化や独立木（中高木）植栽、壁面や屋上緑化等、制度拡充について検討します。



生け垣づくり補助金交付制度による生垣整備

■県民まちなみ緑化事業の活用 <継続・拡充施策>

兵庫県では、住民等による植樹や芝生化等の一定規模以上の緑化活動に対して、資材費や施工費を補助しています。これまで本町では、駅前広場等の公共空間の緑化や、校庭園の芝生化等を行ってきました。

平成 28 年度からは、校庭園の芝生化でポップアップ式スプリンクラーを設置する際の補助額加算等の維持管理に関連する制度拡充も行われており、今後も積極的に広報を行い、制度の活用を促進します。



校庭の芝生化

③緑化および保全の啓発

■保存樹制度の導入検討 <新規施策>

本町には、「樹木保存法」や条例に基づく、保存樹や保存樹林の指定はありません。今後、貴重な樹木等緑資源に関する参加型調査の実施や、それらを保全する保存樹制度を検討します。

■緑のカーテンの推進 <継続・拡充施策>

本町では、地球温暖化防止対策の一環として「緑のカーテン」を、播磨圏域連携中枢都市圏の8市8町とともに推進しており、緑のカーテン栽培講習会、緑のカーテンコンテスト、写真展等が開催されています。

今後も、このような取り組みを実施、支援します。

■住民による緑化活動の啓発 <新規施策>

住民自らが自分たちの身の回りの緑化に取り組む活動を啓発します。

例えば、玄関にプランターを設置したり、自分たちでもできるガーデニング等への取り組みを啓発します。また、お互いの庭を訪れるオープンガーデン等の取り組みを支援します。



町指定文化財 二子住吉神社クスノキ



緑のカーテン（地域連携交流施設）



玄関先のプランター緑化

(2) 市街地のため池・農地を守り活かす

①ため池の保全と活用の推進

■ため池の保全活用

<継続・拡充施策>

本町にある 12 のため池のうち、狐狸ヶ池、石ヶ池、蓮池の3つのため池は、都市公園として整備され、水辺の憩いの場となっています。ため池は、生物多様性の確保や景観の形成、交流活動の場としての役割のほか、洪水調節機能による災害防止等の公益的な役割も果たしています。

ため池は生態系における重要な環境財であることから、ため池を活用した環境学習や、水質浄化、外来種の駆除等の環境保全活動による生物多様性の確保や環境整備を関係者ととも推進します。



親水公園として整備された狐狸ヶ池

■播磨町ため池協議会の支援

<継続・拡充施策>

北池、大池、妹池の3つのため池において、地元自治会等と水利組合でため池協議会が結成され、花壇づくりや清掃活動のほか、バードウォッチング等の環境学習等が実施されています。

ため池協議会は、地域主体のまちづくりや環境保全の担い手となる枠組みであり、町としても、地域活動促進の一環として積極的に支援を行っていきます。



北池バードウォッチング

②農地の保全と活用の推進

<継続・拡充、新規施策>

現在、JA 等により市民農園の整備がされていますが、平成 28 年 5 月に「都市農業振興基本計画」*が策定されたことを踏まえ、市街化区域の農地を「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」として、町の環境財として改めて見直し、農作業体験の場やコミュニティの場等の農地の保全活用を検討します。



町内の「市民農園」

*都市農業振興基本計画:都市農業振興基本法(平成 27 年法律第 14 号)に基づき、都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針、都市農業の振興に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等について定める計画です。

(3) 事業地等の適切な緑化を進める

①規制誘導

■「環境の保全と創造に関する条例」に基づく 建築物の新增改築に際する緑化基準による誘導 〈継続・拡充施策〉

兵庫県では県環境条例により、市街化区域内で一定規模以上の建築物を新築等する際、建築物およびその敷地の緑化を義務づけています（再掲）。

今後も、本条例に基づき、緑化を適切に誘導します。



商業施設の壁面緑化

■「工場立地法」に基づく特定工場に対する緑化誘導 〈継続・拡充施策〉

「工場立地法」では、敷地面積 9,000 m²以上もしくは建築面積 3,000 m²以上の特定工場に対し、敷地面積の 20%以上の緑地面積の確保を義務づけています。

本町では、住宅のない新島・東新島においてのみ、平成 28 年 4 月から工場立地法に基づく緑地基準を 1%に緩和しています。

今後、景観や生態面での緑の質の向上や敷地外緑地の確保、グリーンエネルギーの導入、企業の森等地域貢献活動や基金等、緩和する緑地面積に見合った緑の確保や地域貢献等を適切に誘導します。



工場の緑地

(4) 緑の骨格を強める

①水と緑の拠点づくり

■住民との協働による維持管理

＜継続・拡充、新規施策＞

「緑の拠点」「都市核」「水辺の拠点」と位置づける公共施設の適切な維持管理を実施します。維持管理にあたっては、維持管理のための基準づくりを行います。

また、「野添であい公園」では、コミュニティ花壇において、「花と緑で飾るまちづくり補助金」を利用して、住民との協働による維持管理を実施しています。今後、このような住民との協働による維持管理の拡大を検討します。このほか、都市緑化・公園管理基金の設置等財源確保の方策を検討します。

一方、本町では、平成26年3月に「公園施設長寿命化計画」を策定し、公園施設の更新について検討を進めてきました。

公園施設においては、施設の安全性の強化、将来の改築・更新に係るコストの縮減と平準化および長寿命化、利用の変化への対応に鑑み、適切な更新を図ります。

■利活用の増進 <継続・拡充施策>

現在、北部の緑の拠点である「野添北公園」においては、緑化イベントを実施しています。また水辺の拠点である「石ヶ池公園」「野添であい公園」「野添北公園」の3箇所にパークセンターを併設し、茶室、喫茶コーナー等の交流施設を有し、住民の憩いの場、交流の場として機能しています。一般的に火気厳禁が多いなか、南部の緑の拠点「望海公園」、北部の緑の拠点「野添であい公園」にはバーベキューサイトも整備され、幅広い層に利用されています。このほか「野添北公園」のピオトープでは、公園管理団体と活動団体との協働によりホタルの育成が行われています。

本町では、身近な住区基幹公園が多様なニーズを受け止めており、本町の強みの一つとなっています。今後一層、子どもから高齢者までの多様なニーズを受け止め、住民との協働による適正な維持管理とともに、公園マネジメントを重視し、ストックの更なる活用方策を検討します。



コミュニティ花壇（野添であい公園）



野添北公園での緑化イベント



野添であい公園のバーベキューサイト

■防災機能の強化 <継続・拡充施策>

本町では、都市公園を一時避難地とし、「浜田公園」「野添北公園」「大中遺跡公園」については、広域避難地と位置づけ、「野添北公園」と「大中遺跡公園」は、「津波避難目標地点」として位置づけています。

都市公園においては、既に石ヶ池公園パークセンター内に整備している防災倉庫のほか、駅利用者および近隣住民の防災拠点として、土山駅南ガーデンプラザを整備しており、これらの防災機能の維持強化を図ります。また防災情報の周知とともに、適宜、防災訓練を実施します。



土山駅南ガーデンプラザ

②水と緑の軸づくり

■水・緑軸の強化 <継続・拡充施策>

本町では、公共施設の立地する街路や駅へのアクセス道路において、花木や草花の植栽によるフラワーロードづくりを進めており、これまで整備してきた植栽帯の適切な維持管理を実施します。

また、喜瀬川および水田川では、遊歩道等の整備を進めてきました。今後も適切な整備と維持管理を行い、住民と協働して美化活動等を推進します。



であいのみち



遊歩道が整備された水田川